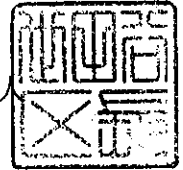


諮問第1004号
令和5年1月27日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第17条第4項及び第18条第3号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「子ども家庭支援業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合について
(家事支援用品購入支援事業の実施)

諮問第1004号

「子ども家庭支援業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合について
(家事支援用品購入支援事業の実施)

令和5年2月3日
子ども・若者部子ども家庭課

第1 新たな個人情報の項目の電子計算機への記録について

1 電子計算機に記録する理由

区では、コロナ禍において子育て家庭の負担を軽減するための事業として、令和5年2月1日から家事支援用品購入支援事業を外部委託により開始した。本事業に係る外部委託及び目的外利用については、令和4年度第7回情報公開・個人情報保護審議会において諮問し、承認をいただいたところである(諮問第1001号)。

本事業においては、区民からの問い合わせ内容を記録し、迅速に区及び委託先で情報共有して対応するため、新たにコールセンターシステムを構築する。区民から電話又は問い合わせフォームにより問い合わせがあった場合は、委託先において、区から提供した対象者情報と照合し、当該区民を特定したうえで、当該システムに問い合わせ内容や対応内容を記録し、区と情報共有を行う。問い合わせに関して区からの回答が必要な場合は、区の回答をシステム上に記録する。

2 諮問の趣旨

本件は、家事支援用品購入支援事業に係る個人情報を新たに電子計算機へ記録するものであり、世田谷区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第17条第4項の規定に基づき諮問する。

3 対象となる個人の範囲

本事業の対象となる児童及びその保護者(区内に住民登録のある平成31(2019)年4月2日~令和4(2022)年4月1日生まれの児童の保護者のうち、保育施設等を利用していない者)のうち、問い合わせをした者

4 記録する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

児童：氏名、住所、生年月日

保護者：氏名、住所、生年月日、連絡先(電話番号又はメールアドレス)、問い合わせに関する対応記録

(2) 件数 (見込)

約 2 , 0 0 0 件

5 電子計算機に記録する方法

区職員又は委託先の従事者がインターネット回線を使用し、委託先のクラウドサーバ上のシステムへ直接入力することにより、記録する。

6 区の個人情報の保護管理体制

区の情報セキュリティ対策基準及び子ども家庭課の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

7 記録の開始時期及び期間

令和 5 年 2 月 3 日から同年 5 月 1 0 日まで (予定)

第 2 外部の電子計算機との回線結合について

1 回線結合する理由

家事支援用品購入支援事業において導入するコールセンターシステムは、クラウド上での運用となり、子ども家庭課が委託先の管理するサーバに接続して利用する。これに伴い、区の電子計算機と委託先の電子計算機を回線結合する必要がある。

2 回線結合の相手方

委託先 (株式会社 J T B)

3 諮問の趣旨

本件は、家事支援用品購入支援事業の実施にあたり、区の電子計算機と委託先の電子計算機を回線結合するものであり、条例第 1 8 条第 3 号の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

第 1 の 3 のとおり

5 回線結合する個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

第 1 の 4 (1) のとおり

(2) 件数 (見込み)

第 1 の 4 (2) のとおり

6 回線結合の方法

区は、委託先のクラウドサーバ上のシステムを利用し、インターネット回線により回線結合する。なお、委託先の管理するシステムに接続するため、IPアドレス制限をかけることによりセキュリティを確保する。

7 相手方の個人情報の保護管理体制

- (1) JIS Q 15001規格に適合した個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムを作成し、役員及び全従業員がこれを遵守している。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」を取得している。

8 区の個人情報の保護管理体制

第1の6のとおり

9 回線結合の開始時期及び期間

第1の7のとおり